

カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2017年9月

税関総署が「中国税関とスイス税関間の認定事業者(AEO)相互承認の実施に関する公告」(税関総署公告 2017年第40号)を公布

税関総署は、2017年8月31日付けで「中国税関とスイス税関間の認定事業者(AEO)相互承認の実施に関する公告」を公布した。同公告によると、2017年1月に締結された「中華人民共和国政府とスイス連邦参事会の間での中華人民共和国税関企業信用管理制度及びスイス税関認定事業者(AEO)の相互承認に関する協定」は2017年9月1日から正式に施行する。同協定に従い、中国とスイスの両国は、相手国の認定事業者を相互に承認し、相手国のAEO企業から貨物を輸入する際に通関の利便性向上を図る。

詳細は [こちらのリンク](#) をご参照ください。

税関総署が「税関監督管理方式コードの増設に関する公告」(税関総署公告 2017年第41号)を公布

税関総署は2017年9月4日付けで「税関監督管理方式コードの増設に関する公告」を公布した。同公告によると(一)税関監督管理方式コード2210を増設し、当該コードを「対外投資」と略称する。当該コードは中国国内企業が国外投資において実物投資で輸出する設備及び物資に適用する。同時に、(二)中国国内企業が国外投資において実物投資で輸出する設備及び物資は、税関監督管理方式コード0110「一般貿易」の適用範囲から除外される。同公告は2017年9月1日から施行する。

詳細は [こちらのリンク](#) をご参照ください。

税関総署が「一部商品分類結果の公布又は廃止に関する公告」(税関総署公告 2017年第42号)を公布

税関総署は2017年9月11日付けで「一部商品分類結果の公布又は廃止に関する公告」を公布した。2017年商品分類結果(Ⅱ)によると、無色固体で刺激臭があり、テレピン油を分別蒸留して得られるピネンを異性化して製造した物質で、カンフェン約83%、トリシクレン約14%を含有する商品を3824.9999(カンフェン)に分類する。また、法律又は行政法規の改正に伴い廃止となった商品分類結果も公布された。同公告は2017年10月1日から施行する。

詳細は [こちらのリンク](#) をご参照ください。

税関総署が「2010年第59号公告の廃止に関する公告」(税関総署公告 2017年第43号)を公布

税関総署は2017年9月15日付けで「2010年第59号公告の廃止に関する公告」を公布、施行した。当該公告によって全国税関で輸出通関及び一部税関での輸入通関業務が実施されていた通関申告書類の一時的保管のパイロットプログラムに関する2010年第59号公告が廃止された。今後、関連企業が2013年第29号公告の添付2及び2014年第92号公告に従い、通関申告書類のペーパーレス企業として管理される。

詳細は [こちらのリンク](#) をご参照ください。

税関総署が「関税等の電子納付手続きの簡素化に関する公告」(税関総署公告 2017 年第 44 号)を公布

税関総署は 2017 年 9 月 19 日付けで「関税等の電子納付手続きの簡素化に関する公告」を公布した。同公告によって税関電子納付手続きのプロセスが簡素化され、現場において税関が税金納付書を印刷して税金の実質徴収手続きが廃止された。輸出入企業は関税等の電子納付を選択する場合、関税の徴収完了後、税関通関業務システムから納税済通知書が自動的に発行される。関税の納付完了後に通関書類が通関条件を満たしている場合、システムが自動的に通関させる。関税等の電子納付に関する他の事項は税関総署 2011 年 17 号公告に従って処理される。

詳細は [こちらのリンク](#) をご参照ください。

税関総署が「一括徴税モデルの最適化に関する公告」(税関総署公告 2017 年第 45 号)を公布

税関総署は 2017 年 9 月 20 日付けで「一括徴税モデルの最適化に関する公告」を公布し、税関で登録した企業(信用喪失企業を除く)は全て一括徴税モデルを適用できることを決定した。同公告によると、一括徴税を希望する企業は登録地に直属する関税機能部門に総担保届出申請を提出する。総担保届出申請に関する書類は法律に基づいて保証状等の税関が承認する形式で作成しなければならない。また、保証状の受益者には企業登録地を管轄する税関及び輸出入地を管轄する税関が含まれていなければならない。さらに、担保の範囲は、担保期間内の輸出入について企業が納付すべき関税及び延滞金である。担保限度額については企業の納税状況に応じて限度額の枠内での反復利用が可能である。同公告は 2017 年 9 月 21 日より施行し、同時に税関総署 2015 年第 33 号公告は廃止する。

詳細は [こちらのリンク](#) をご参照ください。

質検総局・税関総署が「『輸出入検閲検疫機関における検査検疫対象輸出入商品目録(2017 年)』の調整に関する公告」(質検総局、税関総署公告 2017 年第 70 号)を公布

質検総局、税関総署は共同で 2017 年 9 月 18 日付けで「輸出入検閲検疫機関における検査検疫対象輸出入商品目録(2017 年)」の調整に関する公告を公布した。同公告によると、HS コード 3303000010 及び 3303000020(香水類及びオーデオロン類)に該当する商品に対して、輸出入監督管理条件「A/B」を新たに設定し、出入境検閲検疫機関が検査検疫を実施する。また、「出入境検閲検疫機関が検査検疫を実施する輸出入商品リスト」に記載する輸出入商品についても、入境検閲検疫機関による検査検疫を受けなければならない。輸出入商品の荷送人・荷受人又は代理者は、出入境検閲検疫機関が発行する「輸入商品通関申告書」又は「輸出商品通関申告書」を税関に提出し、輸出入手続きを行う必要がある。同公告は 2017 年 9 月 15 日から施行する。

詳細は [こちらのリンク](#) をご参照ください。

商務部が「一部規則の廃止及び修正に関する決定」(商務部令 2017 年第 3 号)を公布

「一部規則の廃止及び修正に関する決定」は、2017 年 8 月 21 日に商務部第 102 回部務会議で審議・採決され、2017 年 9 月 14 日付けで公布、施行する。同決定によると、3 件の規則が廃止され、そのうちに「ダングステン製品・アンチモン製品輸出企業の資格認定に関する暫定弁法」(国家経貿委・外経貿部令 2001 年第 21 号)の廃止が含まれる。また、その他の 3 件の規則の一部条項も修正された。

詳細は [こちらのリンク](#) をご参照ください。

商務部及び税関総署が「『国際連合安全保障理事会決議第 2375 号』の履行に関する公告」(商務部、税関総署公告 2017 年第 52 号)を公布

商務部及び税関総署は共同で「国際連合安全保障理事会決議第 2375 号」の履行ため、「中華人民共和国対外貿易法」に基づいて 2017 年 9 月 22 日付けで「『国際連合安全保障理事会決議第 2375 号』の履行に関する公告」を公布した。同公告は、(一)同公告の公布日から北朝鮮からのテキスタイルの輸入の全面的禁止(二)コンデンセート油(HS コード 2709000000、原油を除く)及び液化天然ガス(HS コード 2711110000)の北朝鮮への輸出禁止(三)精製油の北朝鮮への輸出制限、を規定する。

詳細は [こちらのリンク](#) をご参照ください。

商務部弁公庁が「奨励類外商投資企業の輸入設備の税減免業務をより一層改善にする通知」(商弁資函 2017 年第 367 号)を公布

商務部弁公庁は、届出の適用範囲内で奨励類に該当する外商投資企業による輸入設備の減免税業務をさらに適切に実施するため、2017 年 9 月 5 日付けで「奨励類外商投資企業の輸入設備の税減免業務をより一層改善にする通知」を公布した。

詳細は [こちらのリンク](#) をご参照ください。

地方税関政策の最新動向

天津税関が「天津港灣における海運貨物輸出入の空コンテナの集積に対する新マニフェストシステムの運用に関する公告」(天津税関公告 2017 年第 4 号)を公布

天津税関は、海運貨物輸出入の空コンテナの集積に関する通関手続きの最適化と港灣物流の効率化を目的に、「中華人民共和国税関法」及び「中華人民共和国税関輸出入運送車両マニフェスト管理弁法」(税関総署令第 172 号)の関連規定に基づき、天津港の実態を踏まえて、2017 年 9 月 20 日付けで「天津税関公告 2017 年第 4 号」を公布し、2017 年 9 月 22 日から天津港灣において海運貨物輸出入の空コンテナの集積に対して新しいマニフェストシステムを運用する。

詳細は [こちらのリンク](#) をご参照ください。

天津税関が「加工貿易業務手続きの簡素化に関する公告」(天津税関公告 2017 年第 5 号)を公布

「加工貿易企業の経営状況及び生産能力証明書」が電子データとしてオンライン化されたことで、天津税関は 2017 年 9 月 21 日付けで「加工貿易業務手続きの簡素化に関する公告」(天津税関公告 2017 年第 5 号)を公布し、加工貿易業務手続きの簡素化に取り組んでいる。2017 年 10 月 1 日より天津税関管轄の加工貿易保税業務エリア(税関特殊監督管理エリアを含む)で加工貿易手帳(帳簿)の開設(変更)を行う場合、紙ベースでの『加工貿易企業の経営状況及び生産能力証明書』の提出が不要となる。

詳細は [こちらのリンク](#) をご参照ください。

重慶税関が「税関査察業務への民間仲介機構の導入に関する公告」を公布

重慶税関は、2017 年 9 月 8 日付けで「税関査察業務への民間仲介機構の導入に関する公告」を公布した。同公告によると、査察と保税業務に協力する民間仲介機構が提供する査察サービスの規範化、税関業務の効率化、法的リスク、管理リスクの予防及び廉潔性の維持を図るため、重慶税関は、会計士事務所などの民間仲介機構による協力を取り入れて税関査察業務を実施する見通しである。

詳細は [こちらのリンク](#) をご参照ください。

アモイ税関が「アモイ税関管轄内の区域通関業務の廃止に関する公告」(アモイ税関公告 2017 年第 4 号)を公布

アモイ税関は、2017 年 9 月 7 日付けで「アモイ税関管轄内の区域通関業務の廃止に関する公告」を公布し、税関総署公告 2017 年第 38 号及び中国税関の通関一体化改革の全体スケジュールに従って、アモイ税関の管轄区域での通関業務モデルを廃止した。これに伴い、アモイ税関公告 2006 年第 8 号、2007 年第 4 号、2007 年第 10 号、2008 年第 13 号、2013 年第 1 号、2015 年第 5 号も廃止した。

詳細は [こちらのリンク](#) をご参照ください。

アモイ税関が「『H2000 外注加工管理システムの運用促進に関するアモイ税関の公告』の廃止に関する公告」(アモイ税関公告 2017 年第 5 号)を公布

アモイ税関は、2017 年 9 月 14 日付けで「『H2000 外注加工管理システムの運用促進に関するアモイ税関の公告』の廃止に関する公告」を公布、施行した。税関総署令第 219 号の施行に伴い、外注加工に関する新たな規定が設けられたため、同令と合致しない「H2000 外注加工管理システムの運用促進に関するアモイ税関の公告」(アモイ税関公告 2009 年第 1 号)は廃止された。

詳細は [こちらのリンク](#) をご参照ください。

Contact us お問い合わせ先

Northern China 華北地域

Eric Zhou 周重山 (関税ナショナルリーダー)

Partner パートナー

Email: ec.zhou@kpmg.com

Tel: [+86 \(10\) 8508 7610](tel:+86(10)85087610)

Central and Eastern China 華中・華東地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子

Partner パートナー

Email: naoko.hirasawa@kpmg.com

Tel: [+86 \(21\) 2212 3098](tel:+86(21)22123098)

Jie Xu 徐潔 (日本語可)

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com

Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

Sothern China 華南地域

Vivian Chen 陳蔚 (日本語可)

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: [+86 \(755\) 2547 1198](tel:+86(755)25471198)